

退職後の医療保険（保険証）と
年金加入
(参考)

令和5年10月

令和5年4月から地方公務員の定年が変わりました

定年引上げと共済組合の適用

島根県市町村職員共済組合

<お問い合わせは担当までお願いします>

健康管理課（資格） Tel0852-21-9510

令和5年4月から 地方公務員の定年が引き上げられました

●定年の段階的引上げ

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として、各地方公共団体において条例で定めるものとされています。国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳とされたことを踏まえ地方公務員についても同様となりました。

なお、定年引上げに伴い、従来の60歳定年退職者の再任用制度は廃止されますが、段階的引上げの経過期間については、65歳まで再任用できるよう「**暫定再任用制度**」が設けられました。

	令和4年度 まで	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 から
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

※地方公共団体により定年が異なる場合があります。

●定年引上げに伴う地方公務員法の改正

定年引上げに併せて、国家公務員と同様に下記の制度が設けられました。

① 役職定年制の導入

組織の新陳代謝を確保し、組織の活力を維持するため、管理職手当の支給対象となっている職について、**60歳を基本とした役職定年年齢**を設けることとされました。

※職員の年齢別構成、職務の遂行上特別の事情があるなどの場合には例外措置が設けられます。

② 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、**短時間勤務の職に採用**（任期は65歳まで）することができる制度が設けられました。

③ 情報提供・意思確認制度の新設

当分の間、**60歳に達する日の属する年度の前年度の職員**に対し、**次の情報提供等**が行われます。

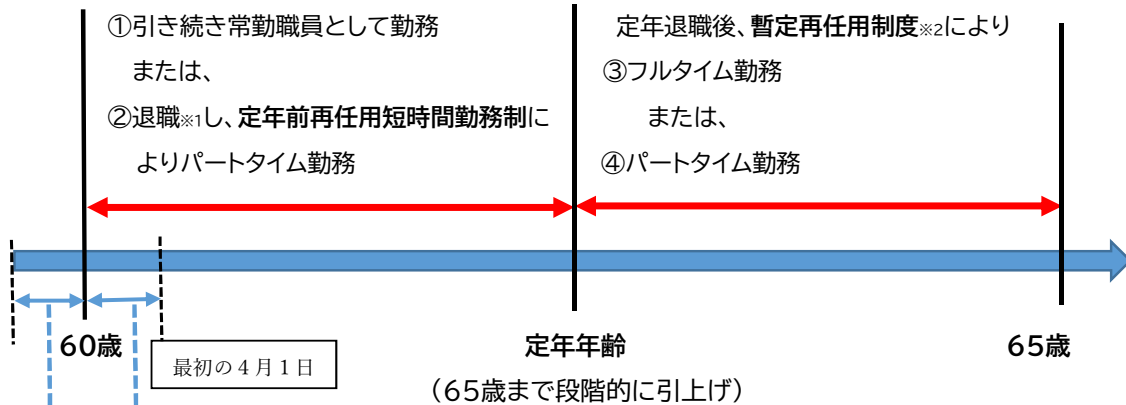
○60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報の提供

○60歳以後の勤務の意思確認

●地方公務員の給与に関する措置

当分の間、60歳を超える職員の給料月額を、60歳前の7割水準に設定するとされました。

●60歳からの勤務のかたち



情報提供・意思確認制度

- 原則60歳になる年度の前年度に
- 60歳以後の任用・給与・退職手当について説明されます
 - 60歳以後の勤務の意思確認が行われます

役職定年制

- 役職定年年齢(原則60歳)に達した後に、他の職に異動となります^{※3}

※1 定年前に退職しても不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当が算定されます。

※2 定年退職が65歳の方の場合、65歳以後の暫定再任用はありません。

※3 特例として、異動期間を延長する場合があります。

(注1) 地方公共団体により定年年齢及び役職定年年齢は異なる場合があります。

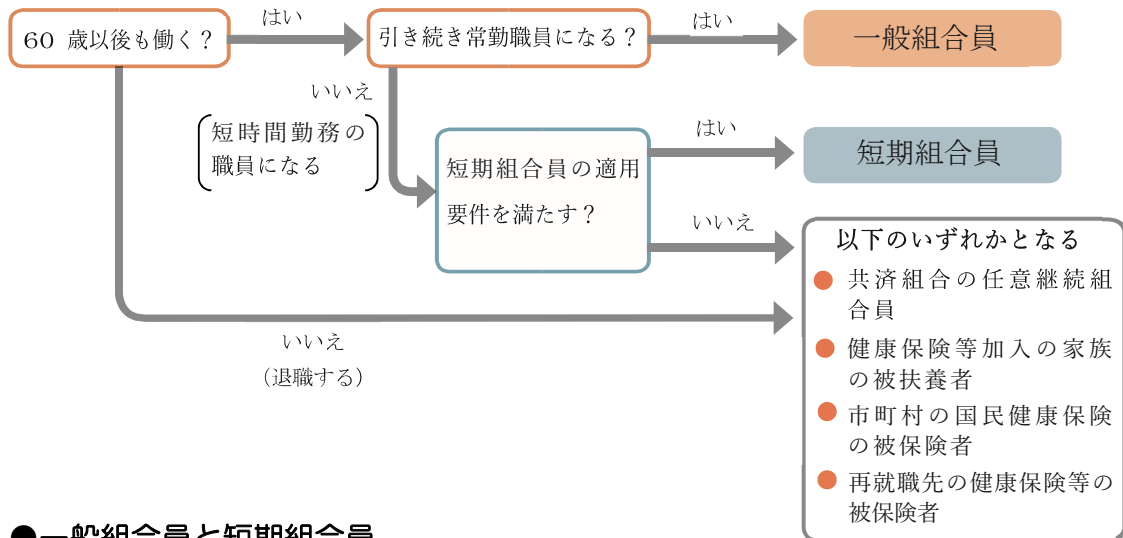
(注2) パートタイム勤務(②)となった後、常勤職員(①)への復帰は原則できません。

働き方で共済組合の適用が変わります

60歳以後は、常勤職員としてだけでなく短時間勤務の非常勤職員として勤務することもできます。

常勤職員と非常勤職員では共済組合の適用が異なり、常勤職員の場合は一般組合員、非常勤職員の場合は一定の要件を満たすと短期組合員となります。

●60歳以後の共済組合の適用はどうか？



●一般組合員と短期組合員

一般組合員と短期組合員では適用される共済組合の事業が異なります。

<p>一般組合員</p> <p>主に、フルタイムで勤務している常勤職員が該当します。共済組合が実施する全ての事業（短期給付事業・長期給付事業・福祉事業）が適用されます。</p>	適用	<ul style="list-style-type: none"> 短期給付事業 長期給付事業 福祉事業
<p>短期組合員</p> <p>下表に記載の勤務形態の職員が該当します。共済組合が実施する事業のうち、短期給付事業、福祉事業が適用されます。</p>	適用	<ul style="list-style-type: none"> 短期給付事業 福祉事業

●短期組合員の適用要件

勤務形態	
<p>●1週間の所定勤務時間及び1か月の所定勤務日数が常勤職員の3/4以上の方であって、勤務期間の見込みが2か月を超える方</p>	<p>●左記以外の方であって、次の条件をすべて満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶1週間の所定勤務時間が20時間以上 ▶勤務期間の見込みが2か月を超える ▶報酬月額8万8千円以上 ▶学生でない

●一般組合員と短期組合員の主な違いは年金制度

60歳以後も一般組合員になる場合は、引き続き共済組合の長期給付事業として厚生年金（第3号）と退職等年金給付が適用されます。

一方短期組合員になる場合は、共済組合の長期給付事業が適用されず、日本年金機構の厚生年金（第1号）に加入することになります。

厚生年金は、実施機関（共済組合（第3号）または日本年金機構（第1号））が異なるだけで制度的な違いはありません。

	一般組合員	短期組合員
厚生年金	第3号厚生年金被保険者として共済組合へ長期給付事業の厚生年金保険料を納め、共済組合から年金が支給されます。	第1号厚生年金被保険者として日本年金機構へ厚生年金保険料を納め、日本年金機構から年金が支給されます。
退職等年金給付	共済組合へ掛金を納めて、共済組合から年金が支給されます。	退職等年金給付は適用されず、掛金負担はありません。なお、平成27年10月1日以後の組合員期間（令和4年10月1日以後については一般組合員である期間）に応じて、共済組合から年金が支給されます。

●生年月日ごとの定年引上げスケジュールと暫定再任用の仕組み

年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
定年年齢	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65
S37.4.2～S38.4.1	60歳 定年退職	61歳 暫定再任用 60歳 定年引上げ 定年前短時間	62歳 暫定再任用 61歳 定年退職	63歳 暫定再任用 62歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用 63歳 暫定再任用	65歳 暫定再任用 64歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	64歳 65歳 暫定再任用	64歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 定年退職
S38.4.2～S39.4.1	59歳	60歳 定年引上げ 定年前短時間	61歳 定年退職	62歳 暫定再任用 61歳 暫定再任用	63歳 暫定再任用 62歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用 63歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 定年退職
S39.4.2～S40.4.1	58歳	59歳	60歳 定年引上げ 定年前短時間	61歳 定年引上げ 定年前短時間	62歳 定年退職	63歳 暫定再任用 62歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用 63歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 定年退職
S40.4.2～S41.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳 定年引上げ 定年前短時間	61歳 定年引上げ 定年前短時間	62歳 定年退職	63歳 暫定再任用 62歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用 63歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 定年退職
S41.4.2～S42.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 定年引上げ 定年前短時間	61歳 定年引上げ 定年前短時間	62歳 定年退職	63歳 暫定再任用 62歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用 63歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 定年退職
S42.4.2～S43.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 定年引上げ 定年前短時間	61歳 定年引上げ 定年前短時間	62歳 暫定再任用 61歳 暫定再任用	63歳 暫定再任用 62歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用 63歳 暫定再任用	65歳 65歳 暫定再任用	65歳 65歳 定年退職
S43.4.2～S44.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 定年引上げ 定年前短時間	61歳 暫定再任用 60歳 暫定再任用	62歳 暫定再任用 61歳 暫定再任用	63歳 暫定再任用 62歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用 63歳 暫定再任用	65歳 65歳 定年退職

例

昭和39年4月2日～昭和40年4月1日
生まれの方の場合は、

- 定年退職は62歳
- 60歳以後定年前に退職した場合、定年前短時間勤務制により定年年齢まで勤務できる
- 定年退職後、暫定再任用制度によりフルタイムまたはパートタイムで65歳まで勤務できる

